

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	危険物施設の完成検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき完成検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第11条第5項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判 断 基 準	<p>消防法第11条第1項により許可を受けた者の申請で、同第10条第4項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載</p> <p>消防法 第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>第11条第5項 第1項による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更工事に係る部分以外の部分の全部または一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p> <p>危険物の規制に関する政令 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準 第9条 製造所の基準 第10条 屋内貯蔵所の基準 第11条 屋外タンク貯蔵所の基準 第12条 屋内タンク貯蔵所の基準 第13条 地下タンク貯蔵所の基準 第14条 簡易タンク貯蔵所の基準 第15条 移動タンク貯蔵所の基準 第16条 屋外貯蔵所の基準 第17条 給油取扱所の基準 第18条 販売取扱所の基準 第18条の2 移送取扱所の基準 第19条 一般取扱所の基準</p>	

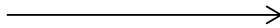
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

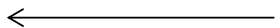
申請から交付まで

5日

市 民



所 管 課



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。